令和７年度　兵庫県立出石特別支援学校いじめ防止基本方針

　　　 　　 兵庫県立出石特別支援学校

１　学校方針

　校訓「自立・共同・努力」をもとに、一人一人の命を尊び、人権を守り、大切にする豊かな心を育み、個々の障害の状態や教育的ニーズを把握し、個性と能力の向上に努め、こころ豊かな人格形成を行い、社会の一員として可能な限り自立できる力を培うことができる児童生徒を育てることをめざしている。

　そのために、全ての児童生徒が安心・安全な学校生活を送り、元気な心と体で主体的に取り組み、様々な活動に取り組み、充実感を得られるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

２　基本的考え方

　本校は、児童生徒の減少、障害の多様化などによって個に応じた教育、指導の必要性がある。また、通学区域が広範囲であり、地域・保護者、関係機関等との連携がより不可欠である。

　いじめを、積極的に認知するという取組を元に、今まで継続して取り組んできた教育活動を再確認し、現状の変化を正確に把握して柔軟に対応する必要がある。管理職のリーダーシップをもとに教職員の組織的な連携を深め、個々の専門性を高め、より効果的に活用できる指導体制の確立に努めている。

　　地域の小中学校との居住地校交流、高等学校との交流及び共同学習を推進し、地域行事への参加を通して連携を深め、児童生徒の社会性や心豊かな人間性を高め、理解と啓発に努めている。

　 さらに、地域社会や保護者、関係機関等との連携を密にしながら、児童生徒一人ひとりの状況をきめ細かく把握し、些細な変化に対して報告・連絡・相談をし、対応できる体制を整えながら、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組み、教育活動全般を通して、いじめをしない態度や能力を養うため、以下の体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

３　いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職の指揮のもと、生活指導部を中心に協同的な指導・相談体制を整え、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

　　　　　　　　　 別紙１　校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

　　　　　 別紙２　チェックリスト（各学部）

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

　　　　　 別紙３　年間指導計画

　 (3) いじめ発生時の組織的対応

ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなど、いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

　　　　　　 別紙４　組織的対応

４　重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合と認めるとき」で、いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば生命・心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の基準の年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査をする。

また、いじめの被害児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったときや、いじめの事実の全容の解明を求められた場合、「公平性・中立性」を確保し適切に対応・調査をする。

(2）重大事態への対応

重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

５　自殺の予防

(1)日常的な関わり

児童生徒が自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為に及んだり、毎日の関わりの中で違和感があるような行動や言動があったりといった状況は自殺やその他の重大な危機行為「予兆」段階であると捉える必要がある。そのような状況をいち早く教員が気付くことができるよう日常的に児童生徒への目を掛け、手を掛け、心を掛ける関わりを心掛ける。登下校時のあいさつ時や学校生活での表情、また、日頃から保護者と連絡を密に行うことで児童生徒を取り巻く環境や状況を把握する。

(2)校内体制

自殺は、専門家でも一人で抱えることができないほど重く、かつ、困難な問題であり、きめ細やかな継続的支援を行うために、校内の教育相談体制を基盤に地域や、関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に日常的・組織的に取り組む必要があると考える。そのために、校内研修や職員研修の機会に教職員の共通理解を図り、実効的で有効的な自殺予防の体制を築いていく。

６　その他の事項

(1) 策定した学校の基本方針について保護者や地域への情報発信に努める

誰からも信頼される安心・安全な学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても地域や保護者とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やＰＴＡ総会をはじめ、保護者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努め、取り組みについては「学校評価」の中で評価・点検する。

(2) 学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて点検する

いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「学校評価」の結果等も鑑みながら「いじめ対策委員会」を中心に定期的に点検・評価し、体系的・計画的にＰＤＣＡサイクルに基づく取組を行う。

(3) 学校の基本方針を見直す際の留意点

学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から児童生徒会活動を通じて意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　別紙１

いじめ問題への取り組みにあたっては、管理職のリーダーシップのもとに学校いじめ対策組織の存在及び活動が認識される取組を積極的に行い、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に取り組まなければならない。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」、「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開する。いじめ問題への組織的な取り組みを推進するために、「いじめ対策委員会」を中心に学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。

【いじめ問題対策委員会】

　○ 校長、教頭、生活指導部長を中心に学部長、学年主任、支援研修部、総務部等で編成する。

　　（状況に応じて、関係学級担任、コーディネーター、外部関係機関を入れて適宜編成する。）

【組織図】

加害者

（からかい、無視、暴力等）

面談、アンケート等

積極的把握

誹謗中傷・攻撃

発見・注意

傍観者

被害者

児童生徒・教師・保護者等

相談

訴え

事実確認

事実確認

相談

訴え

　こども家庭センター

福祉関係

　（豊岡市福祉課等）

　警察署

　医療機関

　（豊岡病院等）

【関係機関】

担任・学年・学部・養護教諭・支援相談部

助言

教 頭

校 長

生活指導部長

相談

連携

校長・教頭・生活指導部長

　　 学部長・学年主任・総務部・支援研修部

　　その他状況に応じて 関係学級担任

　　　　　　　　　コーディネーター

【いじめ問題対策委員会】

報告

説明

家庭訪問

・被害者

・加害者

協議

連携

情報交換

支援委員会

生活指導委員会

人権教育推進委員会

ＰＴＡ

保護者説明会

職員研修

マニュアルの見直し

職員会議

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 被害者対応 | 加害者対応 | その他児童生徒対応 | 保護者対応 | マスコミ対応 |
| 学級担任  学年主任  学部長  養護教諭・支援研修部 | 学級担任  学年主任  学部長・生活指導部  養護教諭 | 学級担任  学年主任  学部長・生活指導部  養護教諭・支援研修部 | 学級担任  学年主任  学部長・生活指導部  支援研修部 | 校 長  教 頭 |

継続的指導

【再発防止・未然防止】

温かい学級経営や教育活動を学部学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童生徒たちと向き合う時間を確保し、心通い合う教職員の学校づくりを推進することが必要である。

　 　 小学部 別紙２

いじめ早期発見のためのチェックリスト

　いじめが起こりやすい・起こっている集団

□　朝いつも誰かの机が曲がっている

□　掲示物が破れていたり落書きがあったりする

□　班にすると机と机の間に隙間がある

□　グループ分けすると特定の子どもが残る

□　学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる

□　些細なことで冷やかしたり、無視したりするグループがある

　いじめられている子

○ 日常の行動・表情の様子

□　活気なくおどおどし、不安な表情をする

□　下を向いて視線を合わせようとしない

□　顔色が悪く、元気がない表情をしている

□　遅刻、欠席が多くなる

□　時々涙ぐんでいる

□　友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

□　特定の友だちが近くにいると怯える様子が見える

○ 授業中・休み時間

□　一人でいることが多い

□　発言すると友だちから冷やかされる

□　教室へいつも遅れて入ってくる

□　学習意欲が減退し、忘れものが増える

□　教職員の近くにいたがる

○ 昼食時

□　食事が減ったり、食べなかったりする

□　配膳で意図的に忘れられたりする

□　笑顔がなく、黙って食べている

○ 清掃時

□　一人で離れて掃除をしている

□　いつも重い物、汚いものの当番になる

○ その他

□　持ち物が壊されたり、隠されたりする

□　持ち物や机、ロッカーに落書きされる

□　服に靴の跡がついていたり、汚れたりしている

□　手や足にすり傷やあざがある

□　ボタンが取れたり、服が破れたりしている

□ けがの状況と本人が言う理由が一致しない

□　友だちに物をあげたりする

　いじめている子

□　多くのストレスを抱えている

□　悪者扱いされていると思っている

□　特定の子どものみ強い仲間意識を持つ

□　教職員によって態度を変える

□　教職員の指導を素直に受け入れない

□　グループで行動し、他の子どもに指示を出す

□　他の子どもに対して威嚇する表情をする

□　他の子どもに対してきつい言葉を使う

□　認められる場が少ない

□　教師が近づくと急に仲のよいふりをする

中学部 別紙２

いじめ早期発見のためのチェックリスト

　いじめが起こりやすい・起こっている集団

□　朝いつも誰かの机が曲がっている　　　□　掲示物が破れていたり落書きがあったりする

□　班にすると机と机の間に隙間がある □　グループ分けすると特定の子どもが残る

□　学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる

□　些細なことで冷やかしたり、無視したりするグループがある

　いじめられている子

○ 日常の行動・表情の様子

□　わざとらしくはしゃいでいる　　　　　 　□　活気なくおどおどし、不安な表情をする

□　いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている

□　下を向いて視線を合わせようとしない　　 □　顔色が悪く、元気がない表情をしている

□　遅刻、欠席が多くなる　　　　　　　　 　□　時々涙ぐんでいる

□　腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる

□　友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

□　特定の友だちが近くにいると怯える様子が見える

○ 授業中・休み時間

□　一人でいることが多い　　　　　　　　 　□　発言すると友だちから冷やかされる

□　班編制で時に孤立しがち □　教室へいつも遅れて入ってくる

□　学習意欲が減退し、忘れものが増える □　教職員の近くにいたがる

□　教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

○ 昼食時

□　好きなものを他の子どもにあげる　　　 　□　他の子どもの机から机を離している

□　食事が減ったり、食べなかったりする □　食べ物にいたずらされる

□　配膳で意図的に忘れられたりする □　笑顔がなく、黙って食べている

○ 清掃時

□　一人で離れて掃除をしている 　　　 □　いつも重い物、汚いものの当番になる

○ その他

□　持ち物が壊されたり、隠されたりする　　 　□　持ち物や机、ロッカーに落書きされる

□　服に靴の跡がついていたり、汚れたりしている □　手や足にすり傷やあざがある

□　ボタンが取れたり、服が破れたりしている　 □ けがの状況と本人が言う理由が一致しない

□　必要のないお金を持っている 　　 □　友だちに物をあげる

いじめている子

□　多くのストレスを抱えている □　悪者扱いされていると思っている

□　あからさまに、教職員の機嫌をとる □　特定の子どものみ強い仲間意識を持つ

□　教職員によって態度を変える □　教職員の指導を素直に受け入れない

□　グループで行動し、他の子どもに指示を出す

□　他の子どもに対して威嚇する表情をする 　□　他の子どもに対してきつい言葉を使う

□　認められる場が少ない

□　金品や物の貸し借りをよくおこなっている □　教師が近づくと急に仲のよいふりをする

高等部（社会コース） 別紙２

いじめ早期発見のためのチェックリスト

　いじめが起こりやすい・起こっている集団

□ 朝いつも誰かの机が曲がっている　　　□ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする

□ 班にすると机と机の間に隙間がある □ グループ分けすると特定の子どもが残る

□ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる

□ 些細なことで冷やかしたり、無視したりするグループがある

いじめられている子

○ 日常の行動・表情の様子

□ わざとらしくはしゃいでいる　　　　　　　□ 気なくおどおどし、不安な表情をする

□ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている

□ 下を向いて視線を合わせようとしない　　　□ 顔色が悪く、元気がない表情をしている

□ 遅刻、欠席が多くなる　　　　　　　　　　□ 時々涙ぐんでいる

□ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる

□ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

□ 特定の友だちが近くにいると怯える様子が見える

○ 授業中・休み時間

□ 一人でいることが多い　　　　　　　　　　□ 発言すると友だちから冷やかされる

□ 班編制で時に孤立しがち 　□ 教室へいつも遅れて入ってくる

□ 学習意欲が減退し、忘れものが増える 　□ 教職員の近くにいたがる

□ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

○ 昼食時

□ 好きなものを他の子どもにあげる　　　　　□ 他の子どもの机から机を離している

□ 食事が減ったり、食べなかったりする □ 食べ物にいたずらされる

□ 配膳で意図的に忘れられたりする □ 笑顔がなく、黙って食べている

○ 清掃時

□ 一人で離れて掃除をしている 　　　　□ いつも重い物、汚いものの当番になる

○ その他

□ 持ち物が壊されたり、隠されたりする　　　□ 持ち物や机、ロッカーに落書きされる

□ 服に靴の跡がついていたり、汚れたりしている □ 手や足にすり傷やあざがある

□ ボタンが取れたり、服が破れたりしている □ けがの状況と本人が言う理由が一致しない

□ 必要のないお金を持っている 　　 □ 友だちに物をあげたりする

いじめている子

いじめている子

□　多くのストレスを抱えている □　悪者扱いされていると思っている

□　あからさまに、教職員の機嫌をとる □　特定の子どものみ強い仲間意識を持つ

□　教職員によって態度を変える □　教職員の指導を素直に受け入れない

□　グループで行動し、他の子どもに指示を出す

□　他の子どもに対して威嚇する表情をする 　□　他の子どもに対してきつい言葉を使う

□　認められる場が少ない

□　金品や物の貸し借りをよくおこなっている □　教師が近づくと急に仲のよいふりをする

高等部（生活コース） 別紙２

いじめ早期発見のためのチェックリスト

　いじめが起こりやすい・起こっている集団

□　特定の人の掲示物が破れていたり落書きがあったりする

□　グループ分けすると特定の子どもが残る

□　学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる

□　些細なことで冷やかしたり、無視したりするグループやひとがいる

　いじめられている子

○ 日常の行動・表情の様子

□　わざとらしくはしゃいでいる

□　活気なくおどおどし、不安な表情をする

□　いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている

□　下を向いて視線を合わせようとしない

□　顔色が悪く、元気がない表情をしている

□　遅刻、欠席が多くなる

□　時々涙ぐんでいる

□　腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる

□　友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

□　特定の友だちが近くにいると怯える様子が見える

○ 授業中・休み時間

□　一人でいることが多い

□　教室へなかなか入りたがらない

□　教職員の近くにいたがる

○ 昼食時

□　食事が減ったり、食べなかったりする

□　笑顔がなく、黙って食べている

○ 清掃時

□　一人で離れて掃除をしている

○ その他

□　持ち物が壊されたり、隠されたりする

□　持ち物や机、ロッカーに落書きされる

□　服に靴の跡がついていたり、汚れたりしている

□　手や足にすり傷やあざがある

□　ボタンが取れたり、服が破れたりしている

□　必要のないお金を持っている

□　友だちに物をあげたりする

　いじめている子

□　多くのストレスを抱えている

□　あからさまに、教職員の機嫌をとる

□　教職員によって態度を変える

□　教職員の指導を素直に受け入れない

□　グループで行動し、他の子どもに指示を出す

□　他の子どもに対して威嚇する表情をする

□　他の子どもに対してきつい言葉を使う

□　認められる場が少ない

□　教師が近づくと急に仲のよいふりをする

▼ 年間指導計画　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 別紙３

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ４月　　　　５月　　　　６月　　　７月　　　　８月 | ９月　　　　１０月　　　１１月　　　１２月 | １月　　 ２月　　　３月 |
| 職員会議等 | 事案発生時、対応会議（通年） | いじめ問題対策委員会  情報共有  指導計画 |  |
| いじめ問題対策委員会  指導方針  指導計画 | いじめ問題対策委員会  本年度のまとめ  来年度の課題検討修正 |
| 保護者向け啓発  　　　　　　　　　　　　 PTA総会、保護者会  　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　職員研修  職員会議 | 職員会議  職員研修 | 職員会議 |
|  |  |  |
| 未然防止 | 学級・学年・学部づくり　人間関係づくり（通年）  　　自立活動・生活単元学習（通年）  児童生徒会活動（通年）  情報モラル教室  地区生徒指導担当者会（通年） |  |  |
| 早期発見 | 連絡帳・学部、学年、学級通信（通年）  認知調査  声かけ週間 　 　　　　　　　声かけ週間  　 保護者懇談会 　 　　　　　　保護者懇談会  　 家庭訪問  校園連絡会（通年）  小中学校等との連携（通年） | 認知調査    　声かけ週間　　　　　　　　声かけ週間  保護者懇談会 | 認知調査  　　　　　　　　調査結果  声かけ週間  保護者懇談会 |

職員会議 … いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示し全職員で共通理解を図る。

　保護者向けの啓発 … 学校の指導方針を保護者へ周知する。

　職員研修 … 人権、カウセリング、スマホ教室等の研修を実施する。「いじめ未然防止プログラム」を活用し、いじめ認知や対応等の研修を実施する。

　※ 定例の職員会議等で全ての児童生徒の情報交換やケース会議などを行う。

学級・学年・学部づくり、人間関係づくり … 宿泊行事や学校行事、学部・学年行事等を活用して人間関係づくりを計画的に進める。

自立活動・生活単元学習・道徳 … 年間様々な教育活動を通して人間関係の形成や規範意識、自尊感情、人権意識を高めるための指導を行う。

児童生徒会活動 … 自発的、支持的な活動でいじめの防止を訴え、解決をはかれる取り組みを進める。

情報モラル教室 … 中学部、高等部対象として情報モラルを中心に情報機器の取り扱いなどの出前授業を依頼する。

地区生徒指導担当者会 … 地域の生徒指導担当者会においての情報交換を行う。

※ 全ての教育活動を通じて好ましい人間関係の育成を図る。

※ 声かけ週間 … 日々の生活の中で重点的に声かけをしながら、一人一人の心の相談を行う。対人関係などの悩みに対して適切な支援を行う。

※ 生活実態調査 … 各学期末に状況把握と同時にいじめの実態把握のアンケートを実施する。

連絡帳、学部学年学級通信 … 日々の情報交換を通して信頼関係の構築、通信等を活用して保護者の協力や意見を求める。

　 小中学校等との連携 … 校区内小中学校等からの転入生・新入生の引き継ぎや情報交換を行う。

※ 個別の教育支援計画策定に関わる保護者懇談会、学期末保護者懇談会の実施や参観日等を利用した懇談会、日々の連絡帳を活用して保護者と緊密な情報交換を図る。

※ 年度末や年度当初に担当者での児童生徒状況の引き継ぎを行い、一人ひとりの特徴や状況の理解を図る。

組織的対応　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　別紙４

いじめに関する問題を特定の教職員が一人で抱え込んだり、隠したりすることなく、学年・学部や学校全体で組織的に対応するために「学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

　いじめ解消に向けての取り組みにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめ情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

ただし、重大事態やいじめた側といじめられた側の意識にずれが生じている場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討協議し、慎重に対応することが必要である。

担任・関係職員

学部長・学年主任

生活指導部長

学校だけで解決

が困難な事例

・警察

・関係機関

日々の児童生徒観察

教育相談・カウンセリング・生活実態アンケート

情報収集 （児童生徒、保護者、地域等）

未然防止

情報を得た関係職員

報告

連絡・対応

被害者の保護者

連絡

校 長

教 頭

報告

報告

① 報告・共通理解 ② 調査方針・役割分担

③ 報告・事実関係の把握

④ 指導方針・指導体制の決定

⑤ いじめ解消に向けた指導

⑥ 　 解　消

⑦ 継続指導・経過観察

⑧ 再発防止・未然防止活動

正確な事実確認　加害者、被害者

　　 時間、場所

　 内容

背景、要因

秘密の保持つ

複数で聞き取り、迅速、

正確な情報を収集する

職員会議

報告

共通

理解

加害者の保護者

県教育委員会

報告

支援

【重大事態】

支援

相談

招集・指揮

観察 → 発見 → 事実確認 → 方針決定 → 対応 → 解消・経過観察

ネット上でのいじめが発生したときの対応

削除依頼メールの再確認

県警サイバー犯罪対策課

法務局、地方法務局

（人権擁護課）等に相談

掲示板管理者への削除依頼

掲示板プロバイダに削除依頼

いじめ発見・相談

再発防止・未然防止活動

・直ちに、県教育委員会に報告し、県教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体が主体となって学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

・事案の経過、事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて対応する。

・被害児童生徒及びその保護者への対応、警察などの関係機関との連携、全ての保護者に説明する　　　　必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会　　　　を実施する。

・事案によってはマスコミ対応も考え、管理職を窓口に「迅速・同時性・均一性」を大切にして誠実な

対応に努める。